

# 社会福祉法人町田市社会福祉協議会例規規程

例規規程（平成2年6月1日制定）の全部を改正する。

## （趣旨）

**第1条** この規程は、別に定めるもののほか、本会における例規文書の種類、形式等について必要な事項を定めるものとする。

## （種類）

**第2条** 例規文書の種類は、定款、規程及び要綱とする。

- 2 定款とは、法人設立時に東京都知事の認可を受けた会の基本的事項の定めをいう。
- 3 規程とは、本会の業務運営の基本原則に関する定めをいう。
- 4 要綱とは、本会業務を施行するために必要な事項の定めをいう。

## （形式等）

**第3条** 例規文書の形式等については、次のとおりとする。

- 2 例規文書の形式は、条建てとする。
- 3 例規文書は、横書きとする。
- 4 例規文書の年の表記は、元号を用いる。

## （立案）

**第4条** 例規文書の立案は、次に掲げる事項に留意し、主管課において行う。

- （1）目的を把握するとともに、内容として盛り込む事項が規範性、実行性及び統一性を備えているか十分検討すること。
- （2）用語の使い方及び表現構成に十分考慮し、正確でわかりやすい表現に努めること。
- （3）立案作業は、事前審査、理事会、評議員会、施行期日を考慮し、余裕をもって始めると。
- （4）施策の内容が人事、財政、組織等の会の基本的事項に係るもの又は施策が他の課に係るものは、事前審査の前に関連課と十分に協議しておくこと。

## （事前審査）

**第5条** 例規文書の立案は、起案前に法人総務課長の事前審査を受けなければならない。

- 2 法人総務課長は、前条の事項を十分に留意して、例規文書を審査しなければならない。

## （修正及び改案）

**第6条** 審査の結果、軽易な修正については、修正して回議し、事案の本質的修正を必要とする

もの又は改案を必要とするものは、主管課に回付しその旨を指示する。

**(制定・改正・廃止)**

**第7条** 定款の変更は、理事会及び評議員会の議決を経て、町田市長の認可を得る。

- 2 規程の制定、改正及び廃止は、理事会及び評議員会の議決を経て、会長が定める。
- 3 要綱の制定、改正及び廃止は、会長が定め、理事会及び評議員会に報告する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成25年5月28日の一部改正は、平成25年4月1日から適用する。
- 3 平成29年3月28日の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

平成16年4月1日 制 定

平成21年4月1日 一部改正

平成24年5月31日 一部改正

平成25年5月28日 一部改正

平成29年3月28日 一部改正